作座礼伊志

ル 4
1191
4

宮城縣立圖書館

ル 4
1149
4

紙石

幸田義治知

六七

ル.4
1148
4

細石

寺田義紹扣

六七

細石　巻六

信濃契閣乞者橋鎮兄編述

小縣郡

依田

當郡ハ元来木曽冠者義仲の子孫代々の持傳養老二年壬寅の頃より此地を領し義仲落敗の企行るゝ風説ありしを信濃の遁補仮住那朝臣為長して義仲等義仲を亡し乃田部熊坂山の陣を後和睦を図り北山蟠る信州寂光寺物語海野山の郡幸氏等人質として信濃に遣る同年壽永と改元九月信濃左馬頭源義仲等信州を攻んとして信州中の諸士を集て軍議を為し信濃の郡郡遺跡を尋ね給ふ信濃守任ず陸奥守如舊三

[illegible]の[illegible]を[illegible]し[illegible]摩[illegible]を如[illegible]し[illegible]合[illegible][illegible]まるるを
[illegible]て京師[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]
百[illegible]に[illegible]て[illegible]仲[illegible]荒廃

諏訪部

宝賀治部卿[illegible]快の二男治部卿[illegible]快[illegible]部を分地して
若狭[illegible]を[illegible]し諏訪部氏と称[illegible]天福元年
[illegible][illegible]故一代にて[illegible]部[illegible]拝

海野

清和天皇[illegible]宮三品式部卿真保親王の[illegible]
[illegible]法師の[illegible]り[illegible]代の[illegible]

[illegible]部[illegible]を[illegible]し海野氏と称
[illegible]代の[illegible]天文[illegible]年間の[illegible]村上義清と
[illegible]し海野[illegible]を[illegible]
[illegible]て[illegible]海の[illegible]真田弾正忠幸隆と号し[illegible]拝

長瀬

平賀武蔵守[illegible]の[illegible]郷[illegible]中[illegible]年[illegible]の
[illegible]代にて[illegible]
[illegible]作[illegible]
[illegible]
[illegible]

和田

村上家代々の祈願所文十二年参詣のとき早例
武田晴信寄進し天文十三年二月より
信玄の命により代々祈願を為して
弟備中守長氏亦源元年四月のとき少弐氏の支流
大井氏家光の代大和信濃の二男大井備
前守信定（弘治和大炊介又和田氏と称すと云）北面の番し永禄四年川中島
合戦の仲介を為して上杉家の使者の証人に
武田信玄仰せ付られ備前守

九つ子

村上家の幕下九つ子三左衛門尉文の子先
武田家の長長尉十右衛門尉景政（稲葉馬場右衛門信秀と改）
嫁の婚姻とする
武田家の屋敷し馬場信春より舟軍の秘
奥を習伝まれ伝て永禄十二年三月の
文の命ありて下野信春信秀信濃の
築し武田氏の下に信秀の
信春の四郎の信秀の代に
信春の四郎の信秀の代に

小泉

小泉源左衛門尉重成弟重成を嫡孫名を
して長禄元年三月迄御家勇天文年中村

与家臣となり幕下となり千石を給ひ三千石を給ひ
昌家の時四郎兵衛に降し二千人を与ふ昌幸より暫時
天正七
年己卯のとし有て市郎を退き浪人
因曰とは後ろ髪を落し髪を剃ること云

監屋

加賀の侍従前田利家の事より五郎左衛門尉宗昌
天文年中に初て の幕下となり弟市郎千石を与へ
天文十四年乙巳のとし武田家に降し天正元年癸酉
能登守に任ず 同七年己卯のとし市郎と同じく幕下
引揚浪人に

浦野

六郎左衛門尉長経の二男源左衛門尉軍蔵政次代の孫四郎
豊遠郎兵衛尉と称し 郷名を浦野と称し信濃
小信に仕代々長住所西方年中村上家の幕下となり
御所様長尾左衛門尉元遠 沼田幸次 天文十四乙巳のとし武田
家に降し 当郡割を嶽城に居城ふ門中浦今孫
第ふ郡長の軍功あり 天正十年壬午のとし
十五日武田滅亡の後 北条川越
因曰浦野一族宗政津信慶 政 吾妻郡に定住ふ 吾妻郡の幸守
久左衛門 吉田郡郡衆 軍功あり 一門強郡武田家に降し 門中 天目山にて
左衛門 衛 今孫 横谷 二家の事 家 行 氏

戸石

村上家の持仏堂内の四の一体なり　今の地蔵堂の
堂宇は塚本村の脇小路の海行寺に移す　義信時代
家臣津久尾与四郎之を寄進　天文十四年乙巳の
年　武田晴信加賀の行も
なりと　甲州方の軍師山本勘助晴幸秘奥
の妙手を以て信玄の命を受け一夜の額
岩を穿ち岩民部の指揮　押手り三三五五
孫甲州方の大剛　其利信濃より横田備中守隊
討死　高坂弾正忠　横田備中守隊
上田原合戦　首尾義信　村上退き　武田を
後武田家の持仏堂天正十年三月武田家滅亡の後

菊俵荒廃

岡村

古事記和銅二年己巳の年　桓武天皇代の頃　乱源五
郎軍功明神　維義信例　荒倉山の妖鬼退治
して　発願の所長楽寺　観音堂　乃時の女
鹿の子姫　伝懐して一男を産　男村長　尉平長成
と呼し　以後代々　長住　岡村長与　宗家代　嘉徳
地蔵尊　天文の末武田信玄の命　孫信元年
乙卯の　三月御厨少輔　稲葉平長　弘信元年
して　古堂再建　元亀　滝
年壬午年　武田　滅亡の後　海文　荒廃

信て姓印を受心

長久保

佐久郡芦田の住人芦田信中らの四男特清として
惣代一族芦田左ゑ門長久保氏と称し これを成宇天
文十二年参河のとき一門武田家に降し 又天正十
年三年年 徳川家に属されて信濃門葉

室賀　諸賀

経歴左の如世伊奈信濃守力丸の五代浜原重映
この時ふ信し郷名を信て室賀氏と称し 信州上
家に属し代々高家ふ准し二千石を領し室賀

山城守重信代天文十四年てこのとき武田勢ふ
攻られ武田家ふ降し 四川信ふ
十六年丁未の八月菊尾城の信八義信の怨敵
なり川中島合戦ふ武功を行ふし信玄より感
安堵の証物を賜ふ 天正元年癸酉のとき
信州九て徳川家に属ス 信州ふ発
句したまく室賀の城を攻ふられふ信て九月
ゆ一門郎ら業清等ゆして城を家ら城を一葉軒
信俊退ス して三州風手ら出ふ信し年経て
辛ス ふとして上杉城ふ信信州ふ
伊昌ふれと援養年の信の弟城ふ
因日一葉軒信俊の子息兵三郎こゆとふ行 天正元年父と共ふ退去
し三州ふ出りゆ 信ら信人として室ふ出り弟河五千五百ふ

を帰り宇大家の信し室賀兵庫と称する六郷帯一まる
後ちとなる云

鳥羽

舊佐竹藩藩邸跡の東の方佐竹川に臨む崖の上佐竹
佐竹邸前田の傳主前田右衛門佐藩の幕下福
沼藩藩主安倍丹後守正倫天正十二年一月二十日
同所岩尾山に於て合戦のとき自殺佐竹藩
藩士

因日福嶋藩藩守の命令にて後年伊勢の国に移る
和宮の降嫁となり今福伊島羽屋太文紙後と称する
ものこれなりと云

烏帽子山嶽

村上家の遺臣安倍宮内の山城なり 板倉四郎兵衛
橋の郎り 天正十二年一月二十日 参考のとき 四郎
四郎宇四郎 宇四郎 宇四郎 宇四郎 宇四郎
大和 大和 元年 元年 元年 元年 元年
路の 路の 路の 路の 路の 路の 路の
四郎 四郎 四郎 四郎 四郎 四郎 四郎

真田

天文七年西暦のとき第四代幸隆
第五代 第五代 第五代 第五代 第五代 第五代 第五代
の次第 の次第 の次第 の次第 の次第 の次第 の次第
右西暦 右西暦 右西暦 右西暦 右西暦 右西暦 右西暦

剃髪して一恵法と号し、まもなく家督を昌幸に譲り、天正十二年癸未の年、同郡上田澤山城と菊俣城とを築き、居城となす

小野山

真田氏の麾下に属し、若なす家人となる。天正十二年癸未のとし、新城の築造を始め、翌年甲申の歳成る

伊勢山

本保大隅の裏山にあり。澤氏の一族矢澤縫殿守衛が天正十二年甲申の頃、本保氏を攻め、真田家に属す

武石

信濃源氏小笠原家の流れ。相模守長房の七男弾正信州佐久郡大井の居を領し、御屋敷を構え、大井氏と称し、七代の孫大膳大夫貞光、文亀の頃、大和守信濃守貞光、天文年中、甲斐山梨郡に居住す。三代の孫信濃守貞正、竹葉刑部正親、天正十年庚辰のとし、徳川家に属し、芝田石見守佐伝蕃の組下となり、二十騎の侍を帰り、天保二年癸巳のとし、願ひ奉りて家系剛毅山信濃守藤原朝臣

内村

佐久郡大井庄を大井仲二の移住せり家長三代
しをまもる信濃故武石の住し右衛門信濃の
幕下城とれ武石の別名と号し家長
文代しを長市也武石郷信濃守天保年
荒廃郡郡

以上小縣郡二十所

佐久郡

浅間御所

中古建久三年壬子征夷大将軍頼朝公
信州諸侯の所の所南源氏今の真田殿
屋敷信濃国ありしと尚近辺諸侯の所名
多し

大井

清和源氏六孫王経基の後風新羅三郎義光の
六代大井七郎光子信州佐久郡大井村ふ
長浦と称し四代の孫信濃守近
治郎義長代建武二年乙癸のとし十月ノ

軍中奉御家　高麗の御り信濃玉の白鷹城門
中御方と合して二万余騎を率て第陣を攻義長清
を蒙て第陣を破る岩村田の備小笠原行法兵衛
して敗却せしむ

阿日部

信濃氏枝葉吾部少輔時長の二男孫三郎長
経北郡小県郡を領して阿日部氏と称し
子孫繁昌す　恭経（香道の達人）　まて二代を保し万治年家
信濃の備ふ宮つり第陣を破却

伴野

信和源氏左馬多田満仲の八代信濃守長清の
六男吾部少輔時長第陣小笠原し郡名小県を
信濃氏と称し　六代の後伴野弾正長信朝臣
二年辛未の年第陣を引揚　西伴野弾正山の陣
ふ宮つる

牧澤

岩村田の備と右衛氏の持城也　家長三代して
接宇永禄三年中　右の破却

龍岡　平賀

新田雄三郎義光の三男二平賀冠者盛義孫元年

世子ヶ嶽城を攻め落し信濃四山の陣を築き百翼とし
天文五年丙申のとし武田家の先ぶれ諸陣を設く

稲荷山

甲斐国主信濃初天皇左大将新羅三郎従五位刑部
大夫義光の二男武田冠者刑部三郎義信の十八代
武田左京大夫信虎（稲荷信玄父君）天文五年丙申のとし
信州発向のとき諸陣を張り陣屋石垣等を構
砦を築き佐久郡諸城を攻る

海ヶ口

諸陣八年寅年の秋陣所四十七年一度辰のとし
山の陣を築き平賀城の北原小諸城の北原小諸城を攻
天文五年丙申のとし武田左京大夫信虎郡内
諸陣を設るとなり平賀城あたり西
中の陣を築き憂て暫く退き武田信虎今
年十六歳にて初陣なり父の跡を継ぎ計を
十二月廿三日諸陣を築き小諸城を攻落し
されど城を信て武田の家臣小宮山丹後守昌友城代
として城のうち少数郎党をもって

志賀

村上家の幕下望月新三郎昌秋（稲荷初道の名）の居城
天文十二年一月朱のとし武田勢諸陣

と致、義村は義清の為に八百騎を率ひて
海石の陣を固め、長尾景茂を討たんとす、
高尾方の軍勢は景茂一人にふかうして
ひとりも村上義国の旗下に参ずる

布引

村上家の特長は家宝岩守（稲荷明神石馬読文殊宝守）
氏の兵法を文武二道のとし戸石の合戦に武
功をたてし村上刑部尉信貞は良衛門尉一
なりと郎田勝山を攻て要害義清を陣させんとたり
甲州軍師山本勘助晴幸行賢を碎き信州
味方の御本市之尉の福を奪ひ高尾の籠城

城代後藤三郎左衛門尉を討ち海野義清
と光氏と和せしむ、天文十六年三月のとし八月
二十四日上田原合戦の仰ぎ高尾陣の時新宮
光氏仏の縁りなりて楯陣を切て出ふ村上智
と称し義清を敗て光氏の和田郎の降ぶ
武田家の降ぶ村上同
意の在りしも義勝せしむ村上家
神の宮小山にて出陣せし光氏州に寄宿す（松田村上大神神社）井本之助
天文二十二年甲斐の国
出て陣せしむ、

（図日蔵寺岩守護守の検使飯富三郎兵衛尉、庄人庄衛門
右の稲荷隆理大文の検使仁神祀前守外鍋人井上文左衛門布下）

[illegible]の掾伊人[illegible]清人飯[illegible]長左[illegible]号各信玄の命
ふ依てお[illegible]と云云

大日向

村上家の持家長三文作りて守る天文十六年
市場彦[illegible]ふ依て荒廃

余地

村上の持屋敷天文十六年市場彦[illegible]荒廃

荒城

紅田村日影山麓の窟の山頂の名城の遺跡武
田家の長櫻丹之守居天文二十二年甲斐の年
川中[illegible]合戦の付[illegible]大塚村[illegible]
[illegible]の[illegible]佐[illegible]の守定行の[illegible]
[illegible]寺[illegible]ふ居[illegible]
[illegible]一日[illegible]

鴈垂　鴈嶺

中山田切村の東南のこのものをがんの山頂とて[illegible]
[illegible]なるふりてがんの[illegible]と名付るより天文
年中ふ武田の長[illegible]の守とて[illegible]
[illegible]甲州方の[illegible]
武田滅亡ふ[illegible]天正十年壬午の[illegible]

依羅

与良

天正三年乙亥のとし興良何某甲州の人なり武田氏滅亡の時信州に居住せり帰り生國信州諏訪郡羅町たるゆゑを以て与良遠江守帰り則天正五年丁亥の秋武功を信玄生前に示す長子と帰し後又命ずるに武と小山と改め与良小山武治と称し天正十年壬午のとし武田家滅亡の後二君に仕へ新編

同日的孫五郎と称して今に諏訪郡に住せり

海尾

村上家の浪人にて幕下に属し師孝右近進多和三太兵衛尉山尾門人高人亮等なり文化年間に成守る文化年間のとし武田家長坂頭信濃守信形信濃守と称せられ時信州諏訪信濃守昌辰二の丸日向守昌宗英三の丸長坂右京亮昌信の長男なり武田氏滅亡の時十二歳海尾の地に隠れ村上家に仕へ武田方の残党を尋ね求めんとせしかども終に見出さず新編

信濃後守と称

孝氏

初め右近進と称し三百余騎を率ひて近江の地に所領ありしに三の丸山城守と共に大坂に籠城し責られ八月奥州に赴き長坂左右の行方を尋ねしかども遂に行方知れざりしかども甲州小山田信濃守昌辰の子

か田井ニ属せしてあやしき事ありし是を守りけん小諸
出城乃も共にあひとりたりし天正十年壬午のとし三月
武田家滅亡の後孫ありく所縁荒廃

望月

清和天皇第四の皇子貞保親王の御孫権大納言
源國王源経頼の時を得り 六代の後胤 権大夫重道
の長男三郎重直 私曰家紋七曜星用 其弟次郎に至り信濃郷名に居
所住武を称し望月三郎重俊より代々右衛門尉
重邦の代まで義経…武者羽仲に属し三郎重隆代
源頼朝の将軍義朝二の代に後代々の将軍に仕へて
名族の物州を領し天文二十年辛亥のとし 候之

三月遠江守信親 甲斐国ヶ崎に成八郎 一本兼 私曰後わたり印月斎と号
武田家に属し所領ありて丑のとし 信玄の命
に依て三月為八郎の娘を武田左馬助信繁に
嫁し 私曰信豊ハ信玄の弟典厩信繁の長男なり 又信豊の舎弟右近大夫義
勝を 私曰今年十四歳なり 三月為八郎の養子となし望月義勝
天正三年乙亥のとし 五月二十一日三州長篠の合
戦に兄信豊とともに二十五歳にて討死されし仍て一族
源五郎をもて家督とし家督を継し 卯のとし家に属
し天正十年壬午のとし 七月二十一日甲斐川
家に属し是より八月二十八日に佐久郡の内小諸
家の居住ぞなし川家の旗下にして信州平賀
まもて子孫を肥後守正之の時せに弟棒と被仰置

因日今真田家の長臣[illegible]氏小原[illegible]金屋保祥家の[illegible]
[illegible]彩[illegible]的流[illegible]

前山　西伊野

伊藤氏の祖伊豆伊藤と号し一族伊藤右馬允
長門介代々伊藤代として[illegible]
伊豆伊藤と号し部少輔長信南部[illegible]
[illegible]五代の後刑部少輔信[illegible]
のち武田家に降し相模守に任じたるも
舎弟真形と共に[illegible]
[illegible]兄信豊と[illegible]
兄弟和して三男長信右四男兵庫
丹真秀一味徒党と企[illegible]兄信[illegible]の長男[illegible]

佐真竹軒（俗曰後刑部少輔真[illegible]と称）をして刑部[illegible]真形と教
[illegible]心真竹軒壮年たるに[illegible]伯父信若[illegible]
して[illegible]天正十[illegible]年壬午のとし十月二十七日
徳川家康公信州[illegible]十月[illegible]
[illegible]重政（稲葉[illegible]）義[illegible]
[illegible]信守[illegible]
[illegible]信蕃小[illegible]
[illegible]

（因日伊豆刑部少輔信守天正十年壬午の十月出家ふるまして
[illegible]刑部[illegible]真長[illegible]
[illegible]中庚寅のとし二月十二日[illegible]
[illegible]氏[illegible]）

野澤　東伊野

[illegible]の[illegible]東伊野と[illegible]

太郎左衛門尉信茂の長男信茂の長男長信茂
小字つり 持幡と氏 源氏 依田姓前守代と陳
代として 天正十年壬午のとき 家康に味方
山高城のとき 高砂城 知行 ことし

荒山

四郎の孫今の大澤村の山の上巓ふたり 高城を
住せる氏の持城 元亨年 弥氏 文代 住 後清和
源氏 新田 高 義光の二男 刑部三郎 義清
の長男 逸見 荒山 黒澤 太清光の四男 安田三郎
遠江守義定 有 て 寿永二年 癸卯 のとき 八月
二十六日より 建久三年 壬申 二月二十七日 備

相模の郡市川村小字 作 三河 二男 高摩 大郎 茂
孫 これ 小 て 五 右 氏 市川氏と称 忠義 より
十五代の 当 葉市川 原 高郎 和泉守 私曰後文 誤字改 長義
毎 の 伯父 高 竜 の 陣 と 平賀氏 小 倒 て 天
文十七年 甲戌 のとき 信州 より 前山 陣 と 伊豆
氏 山 刑部 小 信 の 帰 と 大 の 巻
小 信 嫡 左 右 光 代 高 小字つり 陣 と
こ 和泉 取 信代 天正十年 壬午 十月 右 前山
高 陣 と 高 陣 と 市川知信
知 て 陣 を 知 知 坂 大 て 新 後
因曰市川和泉守知信高陣を逆 前山村真祥寺山より
富士 て 慶長十年 乙酉 二月 右 山 年 二 移 て 二 伊 元 氏

大澤

[illegible]前山の城主[illegible]為[illegible]て永正年中伊賀刑部大輔貞慶の二男信[illegible]貞[illegible]居住し天文十四年[illegible]の[illegible]市川初泉寺長[illegible]市川[illegible]信[illegible]伊賀の[illegible]より[illegible]代天正十年壬午[illegible]前山の[illegible]信守生害[illegible]

一平原

木曽家の[illegible]の[illegible]一平原信[illegible]景[illegible]の[illegible]代この[illegible]流年中

右馬丞代[illegible]野[illegible]梅皇[illegible]宮田[illegible]

[illegible]右近代[illegible]天正十年壬午[illegible]

[illegible]代[illegible]滅[illegible]

[illegible]代[illegible]同年十[illegible]

[illegible]全真徳[illegible]

[illegible]甲府[illegible]

[illegible]

同日平[illegible]全真[illegible]

修理[illegible]

[illegible]

内山

清和源氏[illegible]刑部

四郎[illegible]賀[illegible]右[illegible]

[illegible]守[illegible]光の三男刑部

[illegible]

四郎武蔵守義信保元の乱に左馬頭義朝に属し
ここより武蔵守朝雅小笠原遠江守時政等の滅亡して
武蔵を奪ひ永正年中庚辰のとしを三百七十余年
の後平賀三郎信濃守源頼親入道保仏代岩村田の城大
井三郎作守ここに今の大井を初めて居城ありけるとぞ
の後ふたたび居城ありしかとも永禄の比
景まで二代の居城天文十二年癸卯のとし武田
信玄攻落し家臣飯富兵部少輔虎昌
城となる永禄七年甲子のとし小山田六左衛門信茂
守ここに始て城を築き土屋右衛門尉
豊後の居城ありしを奪ひ城を居たる天正十一年癸未のとし二月徳
川家ふたたび攻落し破却せり

岡田此四ふ山田信濃守宗勝の子孫の田家ふ降し今長尾と
して大名ふ仕へ今恰八昌辰のよ基立て二百ふ仕へ有とぞ

岩尾

義光の後裔左京太夫長清の七男大井朝光の四代法
師義長の二男淳正行忠初て岩尾を居城し郡名ふ依て
岩尾氏と称しここより行長より再世ふ立て代々大井
淳正忠と号し信濃村上家ふ属し居住せり四代の後
大井信濃守行真武田家ふ降り村上義清ふ攻られ
死ふ信濃守と計る淳正忠行真武田家
ふ仕へて信玄の命ふ依て天文十四年乙巳のとし真田幸
隆の幕下となり二百五十騎の部将として岩尾城を守り居
城となして居住せり淳正信濃守行吉代天正十一年

癸未の二月二日 徳川家の左手大久保七郎右衛
忠世 本陣を敢行せんとせしに近藤石見
本多豊後守 榊原康政 酒井雅楽頭 井伊兵部少輔
本陣を防ぎ戦ふ

茂田井 倉見

義久 三郎 辛巳の年五月廿五日 信濃国の貴族小笠原信
浮世乱のとき 信濃国の貴族小笠原信
守長清 父子 九人 五百人の勢を帥して進発せ
本郡の住人 雍 三郎 中之上東門院 武功を
り 本陣を信濃中絶 永正年中 三年 故郷の
陣を 善郎 信濃 義間の合戦 有 て 本
信 天文十年 辛丑のとき 武田家に降 天正
十二年 癸未の二月 徳川家のために責られる

耳取

信濃国 小笠原の貴族 右京亮 長清の七男 大井
七郎 朝光の七代 大膳大夫 美作守 光照の三男 故
少輔 信直 本郡 住 武田家に降 信羅
武田家に降 同名 満安 三代の方の
長清 天正十一年 癸未の二月 徳川家のために滅

高棚

志賀村の奥 天狗山の頂 古城 里人 志賀 郷の

備をうけ志賀城を居城とす代々の居城天正三年
乙亥のとし武田家に降し志賀城を守と後之天
正十一年癸未のとし二月徳川家のために滅亡

平尾

依田家の一族に平尾平之丞呂郷まて代々居住天
正三年乙亥のとし武田家に降し後平尾右近と
居を移し天正十一年癸未の二月徳川家のために滅亡

宍小屋

芦田の侍臣にて一族依田甲斐右天正十年壬午の
三月武田滅亡の砌甲斐に行て一己の花をひらく

まるとも芦田を甲斐小諸に移し家康に屬し同年本三月
乃陸奥信濃八徳川家に属し甲斐の命に
従ひ北條家に屬し芦田信蕃一子にして
芦田を改依と甲斐忽降し舊名を號し就命を
たすけられ小諸城に又々甲斐を二甲斐に移し後藤代として
居住せり天正十一年癸未のとし閏正月より
佐久郡一帯徳川家の幕下となり二月芦田氏小諸城を引渡
甲申のとし二月芦田氏小諸城を引渡し西国へ
引拂 城代依田甲斐小諸城中に住つる

柏木

小諸城に居住し郷名に依て柏木氏と称し

天正三年乙亥のとし武田家に降し柏木因幡
守宗政天正十年癸未のとし二月信川家に
降し同年四月有故て降をる

芦田

古佛の孫芦田吉町の東の山の麓に住す佛法
源氏の支族依田信守芦田と称し芦田氏と
改（私曰泉紋上羽蝶）婚ゟ下野守信守天文十年辛丑の年
武田家に降し其ゟ常陸介信蕃後左馬佐と
改元武田滅亡の後天正十年壬午のとし八月二十
六日徳川家に属し翌癸未のとし二月二十二日同家
岩尾に於て二十四歳にて討死せられ後世に行福
丸と称す其子孫信守信蕃信春信康と
康国と姓諱の字を称り天正十二年甲申のとし
二月信郎小諸の城を賜り城を改て南佐
引移

因曰康国小諸の城をとして修理太夫に任し天正十八年庚寅の正月三日上毛石倉に移て三十二歳にて病死舎弟新六郎幸平兄の遺跡を嗣り松平右馬丞康勝と改姓諱の字を称り小諸城をとし後命に依て上野国根岸に移つり又同国箕輪の城に移つり有故て蟄居し公義を憚り姓氏を毎月の加茂氏と称し名を宗信号し後免許ありて本姓芦田に復家の後名に苗字とし後越前福井侯の家臣依田氏と称し今福井に家あり子孫連綿として知行七千石を賜し芦田氏と称し今別家あり

黒石

元和四年の城を大井氏の移城天正十二年癸未の
とし八月二十六日依田信蕃守昌幸信濃国に
移城を芦田の城を松平修理大夫康国に

まもり奉田家の持佛となし天正十二年甲申のとし
二月廉忠出家の佛となりて南部引拂

高呂　天神林

天神林村の西の山ふもと佛法行り俗天神林の佛と号し
芦田の佛と俗田家の持佛なり俗田下野守信守
の舎弟隼人信光居住同子長隼人光徳代天正
十二年甲申のとし小諸城中ふもとつり南部引拂

小田井

小田井ととと尾張堂と称し郷士尾張堂又六同舎弟二
良左ヱ門兄弟能居の地天正二年甲戌の十二月まて
武田信玄度々侵入せしとき俗名をて一色左衛門
ととも天正に降られ家長田刑部左ヱ門
吉景小幡孫左衛門信里の每人小命して是を攻
兄又三八幽斎ふ討れ弟左衛門尉小幡ふ討
仍る天正十二年甲申の十二月十五日家滅亡

勝間反

天正十年壬午のとし十月十日信川石近衛稙次の従
四位上三河守家康ふ信州諏訪郡佐久郡
平定のため諏訪を攻んとするの由深を報じ
平定殿御家忠ふ命ぜられ其ふ暫く滞
陣なすべし佐久郡諸城ふ天正十二年乙酉

カ月ニ成田家ヨリ昌幸ヲ暫ク在同年ノ末
台命ニ依テ引拂

田野口

村上家ノ幕下田口左近將監長能代ノ居城
天文十二年癸卯ノ頃同郡相木ノ城ヲ相木
市之尉尉昌朝先ヲ案内トシテ侵郡大隅守
日向入道宗英加賀ヲ以テ武田勢ヲ誘引
攻落シ信玄ノ命ニヨリテ相木市之尉尉ヲ歸リ
天正十年壬午ノ頃ニ武田家滅亡ノ後相
木氏小條家ノ屬シ依田能登ヲ攻(私曰相木氏ハ本姓依田ノ子孫ニ當)
佐久ニ住居ス天正十八年庚寅ノ頃同郡

前山ノ城ヲ住居ス宮田ノ小膳信守ノ二男同苗掃部
守(私曰和刑部少)貞長ト小條家ノ助ヲ以テ手勢ノ勢ヲ
率ヒテ城ヲ攻ル十月日兵軍発シ来テ落城
責殺ス

相木

南相木村ノ岩城ノ城ヲ依田ノ一族市之尉
尉代ノ居住郷名ニ依テ相木氏ト稱ス天文十二年
壬寅ノ頃城ヲ相木市之尉尉昌朝(私曰和正信又改信代後又近蕃又改安政)
十二月十日武田家ノ屬シ武田滅亡ノ後小條家ノ

因曰相木市兵衛尉弟ハ小諸ヲ依田能登ヲ近蕃ト改又兵部
尉改安ト改ム右天正十年壬午ノ頃ノ事ニ上條ノ小浪ノ城ニ佐貫
ノ城ヲ田原ノ城ヲ家長ノ居ト云リ今ハ田原家ハ住日向
ノ国延岡ノ城中ニ住ス相木市兵衛ト称シ連綿相續シテ居リ

降り同郡田の口の陣山を守りて南部八幡を攻め
以天正十八年庚寅のとし二月十四日田野口を陣
す御一南部を攻め出で給ふ依て南部荒廃し後所部

守山

鎮守府将軍八幡太郎義家の後裔宋森冠者
伊豆守の末葉有故南部に来りて守山豊後守と
号し代々郡を治て居住し天正十六年癸未のとし二
月徳川家に属し世々居住し文禄元年壬辰
のとし六月十日病死子島八郎幼少に依て伊達
政宗に命ず南部川拝

因日守山氏今戸小石川に住して二百石と賜り代々後嗣として小姓

岩崎

地名川尻三分村の山の上に今観音堂あり世俗云
ふ岩崎勝右衛門と向合て甲州の人宇部田
法性院大僧正信玄の命に依て天文十六年丙
申の春に来り壬午のとし佐久郡
一番徳川家に属して同年十二月九日台命に
依て辻法印に帰り居住し文禄年中再台
命に依て南部に拝

以上 佐久郡 三十九所

諏訪郡

嶋崎

應永二年二月十五日より後醍醐天皇の皇孫兵部卿宮良親王と新田の一族信濃の守護小笠原信濃守貞宗の為に諏訪小太郎頼宣の為に宮方に奉じ高遠城に籠り祐矯等事を守護し奉りと云

私曰今の高遠の城の西南の方四里嶋崎郭とつゞまるなり小太郎頼宣とハ北條の家系ハ詳ならず

高木

諏訪氏の持佛寺長福寺開基僧代として

長徳元年二月十日甲州巨摩郡代官として寺領

湯之脇

諏訪氏の持佛寺長福寺開基僧代として

一説に壬午の乱甲州巨摩郡の人なり

湯脇ハ今温泉寺と云

尾和　小河　尾河

尾和又小河又尾河とも音訓ハ同じ

本諏訪氏の家臣尾和善庫助と成

宇治天文十一年壬寅の乱に甲州の大守

武田大膳大夫晴信の為に信濃七十

五郡を奪ひ諏訪の國小笠原と同盟の為に

甲州の長尾板垣信方の守信形軍配を

尾和吾庫と対峙し甲州勢高遠小藤右

桑原

天文十一年壬寅のとし六月武田勢諏訪郡
小乱のとしもすぎし頃諏訪刑部大輔頼重
初めて尾和の陣より一里余東の方桑原小
城を築き籠城し給ふ九月十五日
大将信玄初めて見給ふ攻寄せ城内より
弟碧岩と云ふ者出て陣ふれ信玄

上野原

下諏訪小城

御代代の行伴下の紙信玄陣と号し天文十一年

壬寅のとし六月武田信玄の下知に依て甲州勢
北入て同月十五日尾和の陣を攻落し城内
刑部大輔頼重郷倉と悩病九死一生なりしに
依て軍勢を引たる事前陣ふれ蓋る甲
州板垣信方手尾和の陣ふ乗害なるまし籠城せし
三千余人の内諏訪氏を責れしも天小降と成
これに依て同十六年甲府のとし二月板垣信形
陣暑を引く是と論し和睦を保し一度和睦成
りさしも甲州ふ移り寄人に成り形成ふ
動初め再三行くの陣ふ依て疑惑を解四月二十日
甲府ふ到る信玄参府して結を奥州し形成
の四月と何い家長之社ふ行ふ立たちまちこれと

諏訪郡

有賀

祝部氏の移住天文十年壬寅のとし甲州勢責来り同廿五年丙辰のとし二月より家臣小笠原信貞の命を守り居

池尻

永禄二年己未のとし六月武田信玄の命ふ依て家臣長坂長左衛門尉国信の為に沼尻城を攻落し翌ち天正十年壬午のとし二月織田正三位右近衛中将埴原信忠郡大軍を帥し信州伊那郡乱入のとき高遠城主保科大膳亮正直近伊那大膳の指揮を請奉して祝部氏を攻ふ十年三月織田信忠の命を受け下諏訪宮司部勝長（晴尾別名山雄を初代質後信孝と改）大兵を率して祝部城に攻のぞむ甲州勢の援兵力を尽して拒戦すること十日遂に城陥て祝部氏は高遠城に移住し祝部一族御田家の所と左なり同年六月祝部氏は小笠原氏に降伏し信州を去り武州に移住し明治維新に至り復家

以上諏訪郡八所

伊那郡

大田切

平家の家人菅右冠者長盛元年庚子のとし
九月十日信濃の国住人武田太郎信義三條殿
忠盛親子の兵を用責給ふ後伊賀守
私曰世俗菅右冠者小田切小信ヲ小八全く非なり大田切の
兵衛尉ヲ武田信義八信光の弟なり後信濃守
名を改て大名ヲ

伊賀良

小笠原家の一族長清承久の逆乱に長清七年庚辰
の年守護笠原信濃守長秀と申し奉る者
小年臨て大文字一騎と合戦ふ所三ヶ所大塔
の陣ふ却て十月十日の夜二男三郎三郎
親子三人伊賀良長男下総守八幡宮長秀の孫
源侍の伴ふ為て存命ふ法と云て合戦の後京
都ふ上て居住し弟右八義長廣

井川

松尾の伴と小笠原氏代々の持伴法師大膳亮宗
代藤摩郎一族志の搦ふ字一度中絶の後
大膳大夫長時の命ふ民部少輔信定再び
弟彦三郎左衛門尉信長
の子孫

小田切

もと小笠原氏の幕下なり後村上家に屬し
村上信濃守義國の持城となり城を小田切信濃守
代々居住し天正二年丙辰のとき九月武田勢為に
攻落され小田切信濃守降軍して信玄に屬し

溝口

小笠原氏の屬城溝口筑後守代々居住し信濃の
二年丙辰のとき六月武田晴信の道信玄為に弟ふ
所なり為に城を攻落し城を溝口筑後守と称
されたりて親族

松嶋

小笠原氏の持城家臣松嶋兵庫代々の居城
信濃二年丙辰のとき甲州勢孔のとき為城を
家臣松嶋兵庫叛軍して武田小諸城に属小笠原
家に密通の事顯はれ諸侯より家臣の信
して為討死し

黒河内

小笠原家の幕下黒河内主馬代々の居城信
濃の二年丙辰のとき甲州武田家為孔の
ため門埴生貫部外崎等一族ふして信玄
に降軍し城を黒河内主馬に攻落され捕るとなり

九月二十五日武田勢のため攻められ一門家系絶

宮田

小笠原氏の幕下宮田宮内右衛門尉信氏
と云ふ九月武田家に降り翌丙辰の
甲府市場に於て張本藉の刑行はれ諸士ふるへ
恐れり

寳原

飯田町より七里余南第河内の上り吉岡村に古城
の跡あり伊那寳原氏の城と云ふ往昔寳原
左馬之尉右衛門永正十二年乙酉の頃小笠原
治部大輔政康の六男遠江守光康松尾の城を再
興し寳原に移り松尾氏と号し後後に保氏
沒後弟新四郎弾正少弼定基代世新
右衛門に移り天文二年丙辰の頃に保伊豆守信氏代
武田信玄に降り元亀二年辛未の頃
に新廟に

平谷

郷士平谷主蕃代々右衛門天文十年辛丑の頃
武田家に降り元亀二年辛未の頃四月第二所引
拂飯田城中に籠り天正元年癸酉の頃
より信玄の命ありて飯田の城代役交代し主蕃

浪合

江戸浪合氏代々の居城天文十年辛丑のとき信濃
守代武田家に降し天正元年癸酉のとき再び降
居住し二代大炊信吉の命ふるを以て再び引拂
後田信玄四方を攻伐代後居

市瀬

伊那郡五人衆と称する郷士の四の一人なり市人
藤人と号し代々居住江戸二年丙辰の六月武田
家に降し後田信春守時迫の形勢を見て天正元年

癸酉のとき再び引拂後田信中に降る

松岡

元亀年中田譲後守の長臣矢澤郎松島の城を松
島城第矢澤合戦に敗北の後子島浪人として再び
来り居住仕官なり松島利兵衛と称し代々居住
文化八年己酉のとき四代松島右京代保科源正
家に降し武田家に属し山縣三郎昌景
の形勢を見て天正元年癸酉の二月大炊信吉の命に
て再び引拂美濃国の岩村に移る

坂西

小笠原信濃守政長の二男掃部丞宗満（名は初孫六郎後又刑部少輔住
菊邪の田を領し居館を造る　坂西と号し　舎人澤
平太郎長基の二男長西を養子とし郷
名ともして　坂西氏と称し　應永七年庚辰の年
十月十五日大塔合戦に長西討死せしかば
本領にて代々菊邪小住し　天文十六年丁未の年
坂西郷郡代武田信玄小諸に　彼岸番守晴
通の時　天正元年癸酉の年　彼西時
迫て来る小笠原国岩村城に　菊邪引拂

大嶋

郷士大塔氏先祖代々の居住今の大塔町より二十丁許り
西の方小古瀬の辺に　天正十年壬午の年武田
四郎勝頼の命ありて　家長日向守昌吋の在宗
英南蛮攻落し城代として　高中左京亮正近
居住す　天正十年　徳川家康公
南蛮を攻落し　信濃郷　菊池山城守
の城に　藤澤右近　藤澤郷　高橋
一族を帰り　三遠の城に　毛利河四郎秀頼伊那郡
滅亡の砌り　空国小塔　菊池を蓋持徳田家
荒廃に

藤澤

養蚕郷　藤澤村の西上にて三峯川の原の西小古瀬
の辺り　小笠原信濃守長時の一族藤澤治部頼親

私日長時の時代 龍安寺大正のとき光山修験家に属し天正十年壬午の年の頃 親日高遠の城を保神陣正忠正
遠藤河家の家来ふしまして攻落し城を落城
帰形親と称し

知久神峯

床山

天正十年壬午丙戌のとしまして南河内の館をの上松
知久武郎形氏まて代々の居城たりしを南郎
飯田の城代茂居小大隅定利秋ふ南城を攻落し
遠河家廉を大きに賞せ後知久頼氏をのして二百
俵を与へ河内ふ家つきされ南城八破却の後荒廃

松尾

飯田町より三十丁余南の方山寄の御所と云う南城
人皇五十二代清和天皇第六の皇子四品中務卿桃
園院貞純親王の御子鎮守府将軍六孫王経基の
物部正信下左馬頭満仲の四代河内判官
源頼信義光四代の孫各郷治部信居守遠光の嫡男
石弓助源長清二條の院御宇弁殿と聴され新
小笠原の氏と称し正四位信濃守に任じ三子長男孫
太郎長経弓金院の朝に昇殿して正二位厚正
大弼に任じ信濃国守護職を帰り弟郎に居館を
かまへ以後代々世襲に任じ六代の後治部大輔貞宗
伊豆院の御宇昇殿して守護爵飯正三位信濃

小信し藏摩郡に領志を市場として弟俊八代の後裔を信中に信信与政康の六男遠江守光康をして弟俊を以て郡名とし松尾氏と称し二代の後中家勇朝代有郡弟郡を郡志の俊中ふらつて源番俊を以小笠原修理大夫長棟代父弟俊を以二男氏郡大輔信定ふ弟俊と以後又一門掃部介信顔私曰先塚と尾遠江守光康五代下信守信貴の子孫養子として家野田

沙信二年丙辰のとし郡田信吉ふ屬し幕下と成天正十年壬午のとし家本郡田家滅をかつて徳田正信を郡ふ屬し又徳田家滅ふつて天正十二年甲申のとし徳川家ふつて市野弥右衛門利吉を帰り天正十六年戊子のとし信長圖書を田長宣平世ふつる

同年八月黄命を蒙り同年左右厨出羽の二男小平太信吉と号すとし後左右佐ふ仕し市姓小笠原氏ふ改む天正十九年辛卯のとし三万石の加恩ふ帰り弟郡を引拂武州市原の領ふつる

遠山　和田

伊那郡郷之内人元の中一人ふつり遠山土佐守と代を遠山の郡六ヶ村を領し和田村ふ居館をかまへ住居をもつて和田の姓を称し後慶長の末私曰年代文不詳百姓蜂起して陸奥郡を遠山土佐守弟加藤一郎と郡を分て世代居館を破却し今跡除行間なとの様子を遠山土佐守と遠山

以上伊那郡十九所

東京林縫之助藏書